

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月27日
【会社名】	三井製糖株式会社
【英訳名】	Mitsui Sugar Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 雑賀 大介
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町36番2号
【電話番号】	(03)3663-3111
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 益田 幸一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町36番2号
【電話番号】	(03)3663-3111
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 益田 幸一
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成28年9月23日
【発行登録書の効力発生日】	平成28年10月3日
【発行登録書の有効期限】	平成30年10月2日
【発行登録番号】	28 - 関東165
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 30,000百万円
【発行可能額】	30,000百万円 (30,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( ) 書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成30年 6月27日(提出日)であります。
【提出理由】	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府 令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月27 日に関東財務局長へ提出しました。この臨時報告書の提出により、当該 書類を平成28年9月23日に提出した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりであります。